



2025年1月31日

各 位

会 社 名 常 磐 興 産 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 関 根 一 志  
9 6 7 5 ( 東 証 ス タ ン ダ ー ド )  
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 管 理 部 担 当 藁 谷 哲 也  
T E L 0 2 4 6 - 4 3 - 0 5 6 9

## 株式併合、単元株式数の定め廃止、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る 承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年1月6日付「株式併合、単元株式数の定め廃止、定款の一部変更及び資本金の額の減少に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2025年1月6日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合に関する議案、単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する議案及び資本金の額の減少に関する議案について、本日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することになります。これにより、当社株式は、本日から2025年2月18日まで整理銘柄に指定された後、2025年2月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2025年1月6日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合比率  
当社株式について、552,891株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数  
8,781,766株

（注）当社は、2025年1月6日開催の取締役会において、2025年2月20日付で自己株式26,997株を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数  
8,781,781株

（注）当社は、2025年1月6日開催の取締役会において、2025年2月20日付で自己株式26,997株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

15 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

60 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、O n t a r i o 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2025 年 2 月 19 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 2 月 20 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、2024 年 9 月 10 日から 2024 年 11 月 5 日までを買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付けにおける 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 1,650 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

O n t a r i o 合同会社

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を Fortress が運営するファンドである FJOF V QII 2 L.P. による匿名組合出資により調達することを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が 2024 年 11 月 13 日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された出資証明書を確認することによって、公開買付者における資金調達の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合により生じる 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年3月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年3月下旬から4月上旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025年4月下旬から5月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

## 2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2025年1月6日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年2月21日に効力が発生する予定です。

- (1) 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は60株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は15株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

## 3. 第3号議案 資本金の額の減少の件

当社は、資本金の額の減少について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、資本金の額の減少の詳細につきましては、当社が2024年9月9日付で公表いたしました「資本金の額の減少（減資）に関するお知らせ」の内容をご参照ください。

## 4. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2025年1月31日（金）
②	整理銘柄指定日	2025年1月31日（金）

③	当社株式の最終売買日	2025年2月18日(火)(予定)
④	当社株式の上場廃止日	2025年2月19日(水)(予定)
⑤	本株式併合の効力発生日	2025年2月21日(金)(予定)

以上